

職業能力開発促進法の概要

第1章 総則

- 目的、職業能力開発促進の基本理念、関係者（事業主、国及び都道府県）の責務等について規定

第2章 職業能力開発計画

- 厚生労働大臣が策定する職業能力開発基本計画、都道府県が策定する都道府県職業能力開発計画等について規定

第3章 職業能力開発の促進

第1節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

- 事業主が行う職業訓練等の職業能力開発促進の措置、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発の環境整備措置、職業能力開発推進者の選任等について規定

第2節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置

- 事業主等の行う職業能力開発促進の措置に対する国及び都道府県による援助等（助言指導、技術的事項についての相談、助成、広報啓発等）について規定

第3節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

- 公共職業訓練、公共職業能力開発施設、職業訓練の基準等について規定

第4節 事業主等の行う職業訓練の認定等

第5節 職業能力開発総合大学校

第6節 職業訓練指導員等

第4章 職業訓練法人

第5章 技能検定

第6章 職業能力開発協会

第1節 中央職業能力開発協会

第2節 都道府県職業能力開発協会

第7章 雑則

第8章 罰則

基本理念及び事業主の講ずる措置に関する職業能力開発促進法の改正経緯

昭和60年改正（「職業訓練法」から「職業能力開発促進法」への改正）

- ・ 職業能力開発促進の基本理念を、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつつ、雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるよう、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるものとして規定
- ・ 職業訓練の基本理念を、職業能力開発促進の基本理念に従い、労働者の自発的努力を助長するように配慮するものとなるように規定
- ・ 事業主の行う職業能力開発促進の措置として、他の施設により行われる教育訓練を受けさせること、有給教育訓練休暇を付与すること等、労働者が自ら教育訓練を受ける機会を確保するために必要な援助を行うことを規定

平成4年改正

- ・ 事業主が労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための措置として、職業能力検定を受けさせること、その機会の確保のための援助を追加

平成9年改正

- ・ 基本理念に、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上のための努力を助長するように配慮することを追加
- ・ 長期教育訓練休暇の追加等、労働者が自ら教育訓練等を受ける機会を確保するための援助を、事業主の行う職業能力開発促進の措置に追加

平成13年改正

- ・ 「職業生活設計」の定義（※）を規定
 - ※ 法第2条第4項において「労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画すること」と規定
- ・ 基本理念に、職業能力の開発及び向上の促進は、労働者の職業生活設計に配慮しつつ行われることを追加
- ・ 業務の遂行に必要な技能等の情報提供等、労働者が自ら職業能力開発上の目標を定めることを容易にするための援助、労働者の配置その他の雇用管理に係る配慮を、事業主の行う職業能力開発促進の措置に追加

事業主等の行う職業能力開発促進の措置

事業主による多様な能力開発機会の確保

事業主主体

- 職業訓練の実施(OJT、OFF-JT)
- 職業に関する教育訓練及び職業能力検定を受けさせる措置

平成十三年改正

○業務の遂行に必要な技能等の情報提供など、労働者が自ら職業能力開発上の目標を定めることを容易にするための援助

○労働者が実務経験を通じて自ら職業能力開発を図ることができるようにするための配置など雇用管理に係る配置

平成九年改正

○長期教育訓練休暇の追加

○始業及び終業時刻の変更など教育訓練等を受ける時間の確保

(厚生労働大臣は、上記の措置の有効な実施を図るため指針を策定し公表)

労働者主導を支援

平成十三年改正において「職業生活設計に即したものとなるよう」改正

※この他、事業主による職業能力開発計画の策定、職業能力開発推進者の選任及び事業主等による認定職業訓練の実施についても規定